

令和2年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1
2 神奈川県行政機関設置条例 新旧対照表	6
3 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	7
4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表	8
5 収入証紙に関する条例 新旧対照表	14
6 神奈川県手数料条例 新旧対照表	15
7 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例 新旧対照表	17

1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>

<第2条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表

<第3条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>

<第4条関係>

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第5条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>

<第6条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表

<第7条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>

<第8条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）新旧対照表

<第9条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>

<第10条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

2 神奈川県行政機関設置条例（昭和 31 年神奈川県条例第 31 号）新旧対照表

改 正			現 行		
(児童相談所) 第 9 条 (略) 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(児童相談所) 第 9 条 (略) 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所 管 区 域	名 称	位 置	所 管 区 域
神奈川県中央 児童相談所	藤沢市亀井野 3,119番地	藤沢市、茅ヶ崎市、 高座郡	神奈川県中央 児童相談所	藤沢市亀井野 3,119番地	藤沢市、茅ヶ崎市、 大和市、高座郡
(略)			(略)		
神奈川県厚木 児童相談所	厚木市水引 2 丁目 3 番 1 号	厚木市、海老名市、 座間市、愛 甲郡	神奈川県厚木 児童相談所	厚木市水引 2 丁目 3 番 1 号	厚木市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛 甲郡
神奈川県大和 綾瀬地域児童 相談所	藤沢市亀井野 3,119番地	大和市、綾瀬市	(新設)		

3 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の220</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の132</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の66</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の225</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の135</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の67.5</u></p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の222.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の133.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の66.75</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の220</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の132</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の66</u></p>

4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略) 第15条の2～第22条 (略)	第1条～第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の110</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略) 第15条の2～第22条 (略)

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第1条～第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改 正	現 行
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第15条の2～第22条 (略)	第15条の2～第22条 (略)

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表
 〈第3条関係〉

改 正	現 行
第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)	第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の110</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第19条の2～第29条 (略)	第19条の2～第29条 (略)

〈第4条関係〉

改 正	現 行
第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)	第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる

改 正	現 行
<p>区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2～第29条 (略)</p>	<p>区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2～第29条 (略)</p>

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表
〈第5条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

〈第6条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号)新旧対照表

〈第7条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第</p>	<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第</p>

改 正	現 行
<p>14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>	<p>14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>

〈第8条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条 (給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例</p>	<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例</p>

改 正	現 行
<p>(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>	<p>(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>

5 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 (略)		1 (略)	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～10 (略)	(略)	1～10 (略)	(略)
11 (略) <u>家畜人工授精師免許 証再交付手数料</u> <u>家畜人工授精所開設 許可証書換え交付手 数料</u> <u>家畜人工授精所開設 許可証再交付手数料</u> (略)	神奈川県手数料条例第2条	11 (略) <u>家畜人工授精師免許 証再交付手数料</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)	神奈川県手数料条例第2条
12～33 (略)	(略)	12～33 (略)	(略)

6 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金 額	手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金 額
1～37（略）			1～37（略）		
<u>（削除）</u>			<u>38 家畜改良増殖 法（昭和25年法 律第209号）第10 条の規定に基づ く種畜証明書 の書換え交付</u>	<u>種畜証明 書書換え 交付手数 料</u>	<u>760円</u>
<u>（削除）</u>			<u>39 家畜改良増殖 法第10条の規定 に基づく種畜証 明書の再交付</u>	<u>種畜証明 書再交付 手数料</u>	<u>760円</u>
<u>38 家畜改良増殖 法（昭和25年法 律第209号）第16 条第1項の規定 に基づく家畜人 工授精師の免許 の申請に対する 審査</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>40 家畜改良増殖 法第16条第1項 の規定に基づく 家畜人工授精師 の免許の申請に 対する審査</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>39（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>41（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>40（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>42（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>41 家畜改良増殖 法施行令（昭和 25年政令第269号 ）第5条の規定 に基づく種畜証 明書の書換え交 付</u>	<u>種畜証明 書書換え 交付手数 料</u>	<u>760円</u>	<u>（新設）</u>		
<u>42 家畜改良増殖 法施行令第6条 第1項の規定に 基づく種畜証明 書の再交付</u>	<u>種畜証明 書再交付 手数料</u>	<u>760円</u>	<u>（新設）</u>		
<u>43 家畜改良増殖 法施行令第9条 の規定に基づく 家畜人工授精師 免許証の書換え 交付</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>43 家畜改良増殖 法第32条の規定 に基づく家畜人 工授精師免許証 の書換え交付</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>43の2 家畜改良 増殖法施行令第 10条第1項の規</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>44 家畜改良増殖 法第32条の規定 に基づく家畜人</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>

改 正			現 行		
定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付			工授精師免許証の再交付		
43の3 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円	(新設)		
44 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,700円	(新設)		
44の2～100 (略)			44の2～100 (略)		
5～11 (略)			5～11 (略)		

7 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）新旧対照表

改 正						現 行																				
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）																				
区分	単位	金額				区分	単位	金額																		
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地															
第一種電柱	1本	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	本柱	1本	3,540円	2,790円	2,230円	2,140円															
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円			電柱	支線柱 支線 街路照明柱	1本（ 950円 740円 600円 570円 条）	950円	740円	600円	570円												
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円																					
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円																					
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円																					
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円																					
その他の柱類		210円	170円	140円	130円																					
共架電線		共架する電柱 1本	1,660円	1,320円	1,090円	1,020円	看板	表示面積1平方メートル	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円														
看板	表示面積1平方メートル	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	標識	1本	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円															
標識	1本	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	管類	外径が 0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円															
管類	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円							外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	120円	97円	78円	75円										
																	外径が 0.1メートル以上	190円	150円	130円	120円	外径が 0.1メートル以上	180円	150円	120円	110円

改 正					現 行						
0.15メー トル未満 のもの					0.15メー トル未満 のもの						
外径が 0.15メー トル以上		250円	200円	170円	160円	外径が 0.15メー トル以上	250円	190円	160円	150円	
0.2メー トル未満 のもの						0.2メー トル未満 のもの					
外径が 0.2メー トル以上	長さ1 メートル	380円	300円	250円	230円	外径が 0.2メー トル以上	長さ1 メートル	370円	290円	230円	220円
0.3メー トル未満 のもの						0.3メー トル未満 のもの					
外径が 0.3メー トル以上		510円	400円	340円	310円	外径が 0.3メー トル以上		490円	390円	310円	300円
0.4メー トル未満 のもの						0.4メー トル未満 のもの					
外径が 0.4メー トル以上		890円	700円	590円	540円	外径が 0.4メー トル以上	860円	680円	540円	520円	
0.7メー トル未満 のもの						0.7メー トル未満 のもの					
外径が 0.7メー トル以上		1,270 円	1,010 円	840円	780円	外径が 0.7メー トル以上	1,230 円	970円	780円	750円	
1メー トル未満の もの						1メー トル未満の もの					
外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円	外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの	2,470 円	1,940 円	1,560 円	1,490 円	
外径が2 メートル 以上のも の		5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円	外径が2 メートル 以上のも の	4,930 円	3,890 円	3,110 円	2,980 円	

<p>備考 1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市_____の区域をいう。</p> <p>2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市_____、秦野市、厚木市、伊勢原市_____、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>3 「第三級地」とは、三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>6 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>7 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>8 「表示面積」とは、看板の表示部分の正面面積をいう。</p>	<p>備考 1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び高座郡寒川町の区域をいう。</p> <p>2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、三浦郡葉山町_____、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>3 「第三級地」とは_____、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>4 (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
--	---